

別表 2

事 項	具体的な事業内容	公募上限額及び公募予定数
地域の食体験コンテンツの高付加価値化等支援事業 1. 地域の食体験コンテンツの高付加価値化等の支援	インバウンドの誘客に向けて、農泊地域において訪日旅行で特に関心の高い、地域の食文化を基軸とした体験コンテンツの地域一体となった高付加価値化を図るため、以下の取組を行う。 なお、「農泊地域」とは農山漁村振興交付金による農泊推進の支援に採択され、農泊に取り組んでいる地域とする。 モデルとなる農泊地域を3から5件程度を選定し、選定地域において、専門家（旅行関係、食体験、料理人、地域創生等）による食・食体験コンテンツの高付加価値化のためのセミナーを集中的に開催する。その際、少なくとも、以下の①～③の事項を必須とし、必要に応じ、④～⑥の事項を包含する内容の事業とする。 なお、取組に当たっては、モデル地域におけるコンテンツの高付加価値化に係るK P Iを設定すること。 ※ モデルとなる農泊地域は農林水産省 農村振興局 都市農村交流課 農泊推進室及び大臣官房 新事業・食品産業部 外食・食文化課 食文化室と協議した上で選定すること。 ※ 農泊地域高度化促進事業実施中及び完了地域は農泊地域高度化促進事業の実施内容と重複しないよう留意すること。 ①地域の食・食体験コンテンツ提供者におけるコンテンツ高付加価値化に向けた機運醸成の重要性 ②地域の食・食体験コンテンツ造成・磨き上げ、ストーリーの制作・磨き上げ、多言語化、適切な値付け ③地域の食・食体験コンテンツ提供者の技術向上に向け必要な事項 ④調理等の実技に関する講習 ⑤他のアクティビティーとの連携・組み合わせによるツアーの魅力度向上の必要性 ⑥地域内の連携による高付加価値な滞在プランの造成 あわせて、上記の①～⑥の取組により高付加価値化されたコンテンツ・ツアーについて、SNS 等の有効活用	2,000 万円を上限として、1 事業実施主体を公募する。

2. 効果測定及び成果の普及	や海外旅行専門誌での紹介等のプロモーションを行うこと。 農泊地域の意識や活動に生じた変化の内容等について指標を定めた上で、本事業による取組効果を検証するとともに、1の取組で得られた知見等を踏まえ、他の農泊地域において食・食体験コンテンツの底上げをするために有用と思われる情報を取りまとめ、農泊地域に周知できる資料を作成すること。その際、取りまとめ結果については、農林水産省の二次利用を可能にすること。また、取りまとめに当たっては、少なくとも以下①②について必ず記載すること。 ①農泊地域が食・食体験コンテンツの高付加価値化を図る場合に相談することができる専門家の一覧（モデル地域の支援に関与した者に限らないこととし、技術向上・ストーリー造成など専門分野の違いに留意すること。） ②モデル地域の食・食体験コンテンツ提供者における高付加価値化の効果への認識について 1の取組において造成された食体験コンテンツの情報については、農林水産省の運営する訪日外国人観光客向けのウェブサイト等と連携し、誘客促進に向けた情報発信を行うこと。	
-----------------------	---	--